

まちづくり協議会の姿

平成 25 年 月 日

草津市まちづくり協議会連合会
草津市

まえがき

地域では、町内会や自治会の他、自主防災組織や老人クラブ、子ども会、社会福祉協議会など様々な団体がそれぞれの活動を行っています。

まちづくり協議会は、地域住民やこれらの団体等が中心となって構成された組織であり、地域の課題は地域において解決することを基本とした地域住民主体の地域を代表する総合的な自治組織です。

草津市には13学区・地区があり、それぞれの地域においてまちづくり協議会による地域づくりが行われています。

また、その連合体として草津市まちづくり協議会連合会があります。

全学区・地区が「まちづくり協議会の役割」を共有し、住民主体の地域づくりがしっかりと機能して目標とする「自主・自立した住み良い地域づくり」が達成できるようその目指すべき姿を示すものです。

活 動

まちづくり協議会

協働

行 政

自主・自立した住み良い地域づくり

計画性のある「地域まちづくり」の推進

1 地域課題の解決に向けた自主的な活動

- ・自治・総務（学区の自治活動、地域のまつり等）
- ・防災・防犯（避難訓練、防犯パトロール等）
- ・福祉・健康（スポーツ大会実施、高齢者健康づくり等）
- ・文化・教育（児童青少年育成、わんぱくプラザ等）
- ・環境（花いっぱい運動等）
- ・交通（登下校時の学童見守り、交通安全啓発活動等）
- ・人権（同和研修、人権学習・啓発等）

など

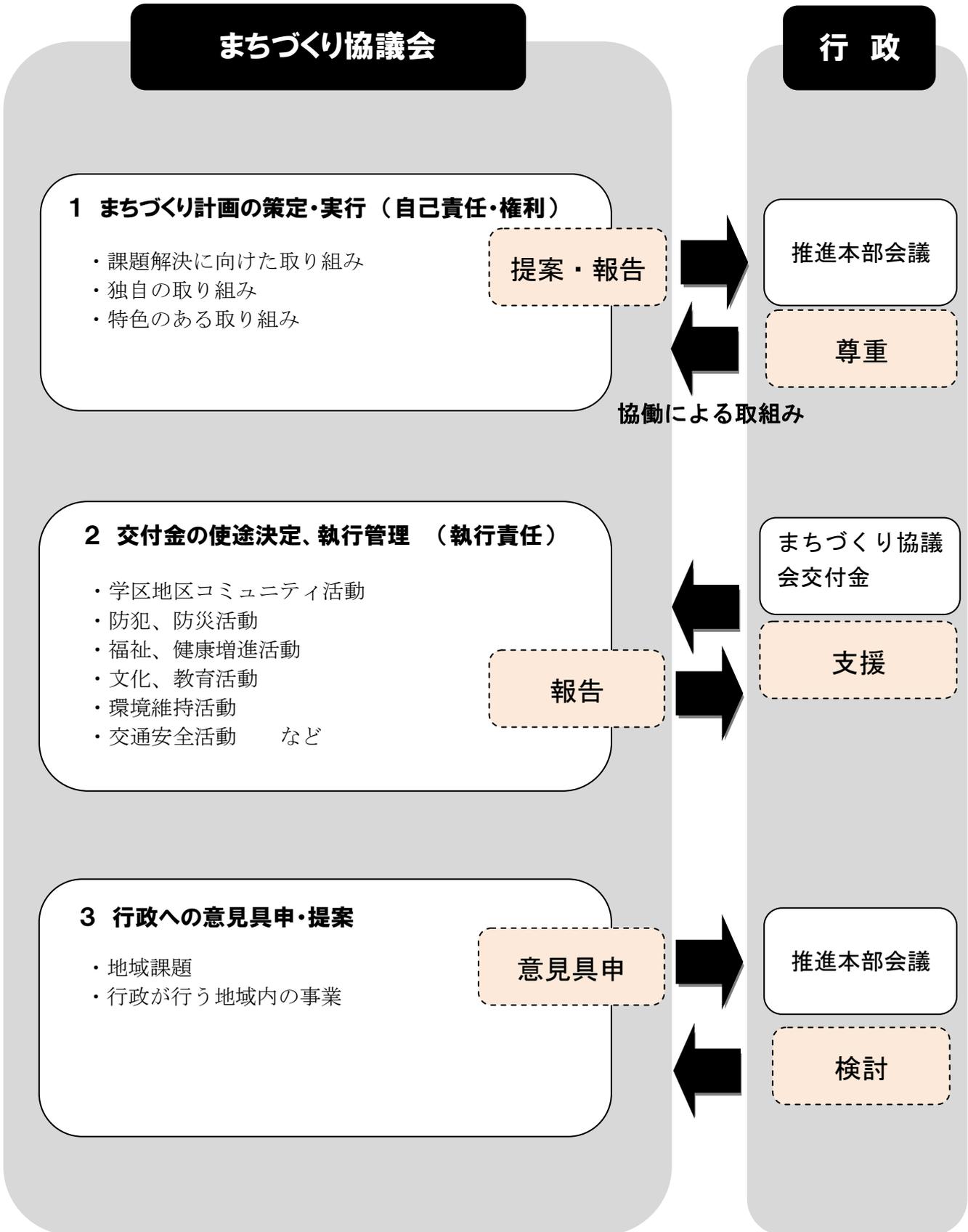
2 新しい公共活動（協働のパートナー）

- ・指定管理者制度によるセンターの運営
（仮称）地域まちづくりセンター
- ・各種講座の実施（例：人権、高齢者）
- ・環境維持活動（公園維持管理、河川美化等）
- ・行政からの委託業務の実施

など

※（カッコ）内は事例

役割



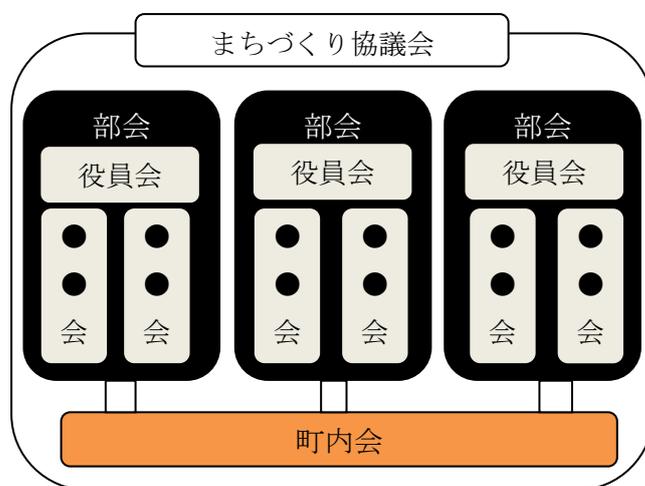
組 織

まちづくり協議会の組織については、地域の活動分野ごとに統合された部会制の組織を基本とします。

<ステップ1（現行の組織）>

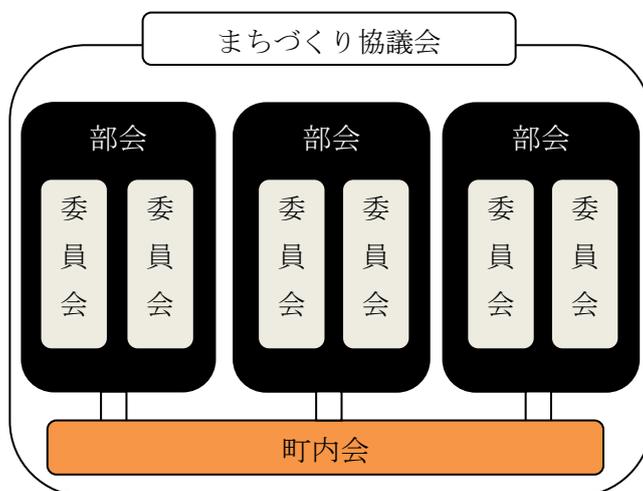
まちづくり協議会は、町内会等（基礎的コミュニティ）をベースに地域内の活動分野に応じた各種団体が参加する部会で構成し、連携・協調して活動していく組織とします。

各種団体代表者からなる役員会等で、部会内の連携に必要な協議・調整を行い、各種団体が活動を展開します。



<ステップ2（目指す組織）>

まちづくり協議会の部会に委員を出し、部会として活動をおこなっていく組織。県や市が求める各種団体の存在意義を整理し、まちづくり協議会の組織との関連について再構築します。



(参考)

まちづくり協議会と町内会等の活動区分

